

大崎市新型コロナウイルスワクチン基礎疾患優先接種届出書

令和 年 月 日

大崎市長 あて

届出人 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

被接種者 本人 同居の親族
 との続柄 通院/入院中の医療機関の職員
 その他 (_____)


新型コロナウイルスワクチンの優先接種を希望しますので、下記の通り届け出ます。

記

接種を受ける人	ふりがな	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ	
	氏名	※届出人と同じ場合、右の欄は記入不要	
	住民票に記載の住所	<input type="checkbox"/> 届出人と同じ	〒 大崎市
	生年月日	昭和・平成	年 月 日
該当する基礎疾患		※該当する基礎疾患について、①～⑮の中から選び、その番号を記入してください。	
該当する基礎疾患により通院又は入院している医療機関名		※該当する基礎疾患が①～⑭の場合のみ記入してください。	

12歳～64歳の市民対象 新型コロナウイルスワクチン接種情報

健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム ☎23-5311

インターネット予約
 予約サイト <https://is.gd/teNEJ6>
 ▶予約サイトQRコード 

電話予約
 予約受付センター(☎0120-091-088)
 受付時間:平日9時～17時

基礎疾患がある人

高齢者以外で接種順位の上位に位置付けられている基礎疾患がある人に向けて、新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券を優先して郵送します。

優先発送の対象者

次の①～③の要件をすべて満たす人
 ①住民票の住所が市内の人 ②生年月日が昭和32年4月2日～平成22年4月1日までの人 ③下記の①～⑭に掲げる病気や状態により通院または入院している人、もしくは⑮に該当する人

- ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧を含む) ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病(肝硬変など) ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ⑥血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く) ⑦免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む) ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など) ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態) ⑬睡眠時無呼吸症候群 ⑭重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合) ⑮基準(BMI30以上)を満たす肥満の人

届出方法

7月5日(月)まで、5ページに掲載している「大崎市新型コロナウイルスワクチン基礎疾患優先接種届出書」をコピーし、必要事項を記入のうえ、健康推進課まで持参、郵送、Eメール、ファクスのいずれかの方法で提出してください。

- ▶郵送先 〒989-6154 古川三日町二丁目5番1号 民生部健康推進課
- ▶Eメール kenko@city.osaki.miyagi.jp
- ▶ファクス 23-9880

※持参する場合は17時15分まで提出してください。
 ※届け出ができるのは本人、親族、後見人、または通院・入院中の医療機関の職員などです。

届出後の流れ

届け出受け付け後、7月1日(木)から順次クーポン券を郵送する予定です。クーポン券が届き次第、日時を決め、インターネットまたは電話で予約をしてください。なお、かかりつけ医での接種を推奨しています。
 ※優先発送の届け出を受け付けたことを証明する書類などは発行しません。

基礎疾患がない人

クーポン券は60代から年代ごとに、7月中旬から下旬にかけて順次発送します。クーポン券が届いたら、同封しているお知らせを確認し、接種会場・日時を決め、インターネットまたは電話で予約をしてください。
 家族や親戚、隣人による代理申請も可能です。電話予約は混雑が予想されるため、インターネットでの予約を推奨しています。
 ※集団接種の日程については、発送するクーポン券の裏面に掲載しますので、そちらを確認してください。

住所地外接種

住民票がある市町村で接種を受けるのが原則です。やむを得ない事情で市内に長期滞在している人は、市に申請し、届出済証の交付を受けることで市内で接種を受けることができます。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。